

令和8年度東久留米市障害者優先調達推進方針

東久留米市

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- （1）障害者支援施設
- （2）地域活動支援センター
- （3）障害者サービス事業を行う施設（生活介護・就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る）
- （4）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- （5）障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）の第1条第1項に規定する事業所（特例子会社）
- （6）障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）の第1条第2項に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- （7）在宅就業障害者
- （8）在宅就業支援団体

4 調達する物品等

市が契約により調達する物品等のうち、日用品、食品類、印刷及び清掃等、障害者就労施設等が受注可能な物品等を対象とする。

5 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 障害者就労施設等への情報提供について

物品等の調達の推進に係る情報は、市のホームページ等を活用し、障害者就労施設等へ情報を提供する。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

(1) 情報の提供

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、適用部署に対してその情報を提供する。

(2) 優先調達の依頼

障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対し依頼する。

(3) 優先調達の検討

適用部署は、調達等が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、東久留米市契約事務規則（平成9年規則第20号）第40条第1項第3号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(5) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

① 適用部署は、物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間や発注方法を考慮するよう努める。

② 適用部署は、障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び提供の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。

8 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、福祉保健部障害福祉課において行う。